

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	健康管理(予防接種法)に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、健康管理(予防接種法)に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

茨城町長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理(予防接種法)に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施, 給付の支給又は実費の徴収, 予防接種の記録の保存に関する事務を行うものである。 通知等はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。 また, 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として, ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録と, 予防接種の実施後に接種記録等を登録, 管理し, 他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種に実施後に, 接種者からの申請に基づき, 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム, 宛名管理システム, バックアップシステム, 中間サーバー, サービス検索・電子申請機能(マイナポータル), 住民基本台帳ネットワークシステム, ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種者情報ファイル 2. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項, 別表第一10の項, 93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条, 第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :(16の2, 16の3の項, 115の2の項) ・番号法 (別表第二における情報照会の根拠) :(16の2, 17, 18, 19の項, 115の2の項)  番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :(12条の2, 12条の2の2) (別表第二における情報照会の根拠) :(12条の2, 12条の3, 13条, 13条の2, 59条の2)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 029-292-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康増進課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 029-292-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務企画部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 電話 029-292-1111	総務部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 電話 029-292-1111	事後	
平成29年11月13日	I-1②事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収、予防接種の記録の保存に関する事務を行うものである。	予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収、予防接種の記録の保存に関する事務を行うものである。 通知等は、マイナポータルのお知らせ機能などで通知する。	事後	
平成29年11月13日	I-1③システム名称	健康管理システム、宛名管理システム、バックアップシステム、中間サーバー	健康管理システム、宛名管理システム、バックアップシステム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
平成29年11月13日	4-②情報連携ネットワークシステムによる情報連携、法的根拠	(情報照会) ・番号法19条第7号、別表第二17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第13条	・番号法第19条第7号(個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): (16の2の項) (別表第二における情報照会の根拠): (16の2、17、18、19の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二における情報提供の根拠): (12条の2) (別表第二における情報照会の根拠): (12条の2、12条の3、13条、13条の2)	事後	
平成30年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成28年12月31日 時点	平成30年3月16日 時点	事後	
平成30年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年12月31日 時点	平成30年3月16日 時点	事後	
平成31年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月16日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
平成31年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月16日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
平成31年3月31日	IV リスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式変更に伴う修正
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和1年12月31日 時点	事後	
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和1年12月31日 時点	事後	
令和3年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和1年12月31日 時点	令和2年12月31日 時点	事後	
令和3年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年12月31日 時点	令和2年12月31日 時点	事後	
令和3年9月1日	4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	・番号法第9条第1項、別表第一の10の項、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	情報提供ネットワークシステム取扱い事務の追加による修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): (16の2の項) (別表第二における情報照会の根拠): (16の2、17、18、19の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二における情報提供の根拠): (12条の2) (別表第二における情報照会の根拠): (12条の2、12条の3、13条の2)	・番号法第19条第8号(個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠): (16の2、16の3の項、115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠): (16の2、17、18、19の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二における情報提供の根拠): (12条の2、12条の2の2) (別表第二における情報照会の根拠): (12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2)	事後	情報提供ネットワークシステム取扱い事務の追加による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 ① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収、予防接種の記録の保存に関する事務を行うものである。 通知はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。	予防接種法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収、予防接種の記録の保存に関する事務を行うものである。 通知等はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。 また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務として、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録と、予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表
令和3年9月1日	I 関連情報 ① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、バックアップシステム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、住民基本台帳ネットワークシステム	健康管理システム、宛名管理システム、バックアップシステム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	番号利用事務の追加による修正 特定個人情報保護評価に関する規則第9条2項の規定(緊急時の事後評価)より事後公表